

「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

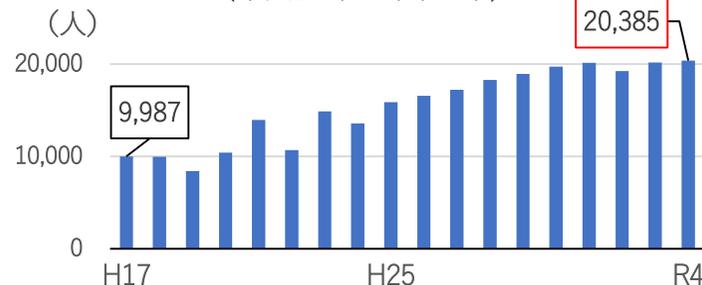
－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－」の結果（概要）

！ 調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景に、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケア**が日常的に必要な「**医療的ケア児**」が増加
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、学校において**保護者の付添い**がなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう、看護師等の配置の措置等について規定。施行後3年（令和6年9月）の見直し規定あり
- しかしながら、**保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった**といった事例が発生

[通知日：令和6年3月8日 通知先：文部科学省]

在宅の医療的ケア児の推計値
(平成17年～令和4年)



📄 調査結果

- ✓ **小学校就学時における医療的ケア実施体制の確保**について、
①就学予定の**医療的ケア児の把握が遅れた**事例や看護師等確保に向けた動き出しの遅れ等により**医療的ケア実施者を確保できていない**事例（一方で、医療的ケア児の情報を確実に把握し、就学に係る保護者の意向を早期に確認できるよう工夫を行っている教育委員会あり）
②**給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難**との教育委員会の意見
- ✓ **小学校における医療的ケアの実施**について、看護師の休暇時や校外学習時等、様々な場面で**保護者の付添いが発生している**事例（一方で、付添いが生じないよう採用や配置の工夫を行っている教育委員会あり）
- ✓ **在校時の災害発生への備え**について、
①医療的ケアに必要な**物品等の備蓄や人工呼吸器用の非常用電源の確保が行われていない**状況
②学校での**待機長期化時の対応の取決めが行われていない**状況

👏 当省の意見

関係部署等と連携した**医療的ケア児の早期把握、保護者等への早期のアプローチの促進**

看護師の確保が困難である要因を踏まえた**支援方策の検討**

医療的ケア実施者の配置・採用形態の工夫等による**付添いの解消の取組の促進**

必要な物品の備蓄・準備方法をあらかじめ取り決めておくなど、災害発生時にも**医療的ケアが実施できる環境の整備**

💡 期待される効果

保護者の付添いの解消

災害発生時における的確な医療的ケアの実施

個々の児童の心身の状況等に応じた教育機会の確保

家族の離職・休職防止

調査の背景・視点

調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」が増加**
- 医療的ケア児及びその家族が**個々の医療的ケア児の心身の状況等に**応じた**適切な支援**を受けられるようにすることが重要な課題



- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること等を目的に、**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）**が令和3年9月に施行
学校においては、**保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう**、設置者による**看護師等の配置**等の措置について規定。また、国及び地方公共団体は、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援を行う旨が規定
- しかしながら、小学校への就学に当たり、**看護師の配置が間に合わず、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなった**、といった事例が発生している状況

調査の視点

医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮するとともに、**医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重し、その居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにする**という法の理念の具体化を図る観点から、実態を把握し、課題を整理

➡ 32市区町村教育委員会、36小学校（小学校に就学した医療的ケア児42人の事例）を調査

調査結果① 医療的ケア児の把握及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況

背景・制度等

- 医療的ケア児支援法において、学校の設置者は、在籍する医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう措置を講ずる必要
- 文部科学省は、各教育委員会に対し、以下を要請
 - ・ 就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校等の間での情報共有による就学後の円滑な医療的ケアの実施（医療的ケア児の把握）
 - ・ 積極的な看護師等の配置促進（医療的ケア実施者の確保）

調査結果

（医療的ケア児の把握）

- 就学相談時に把握することとしているものの、保護者から就学相談がなく教育委員会による把握が遅れた事例（2/42事例）
- 小学校に就学していた児童が医療的ケア児であることを教育委員会が就学後に把握した事例（2/42事例）

一方で、福祉部局等の関係部署との連携や、独自の調査の実施により医療的ケア児の情報を確実に把握できるよう取組を行っている教育委員会あり

（医療的ケア実施者の確保）

- 看護師確保の動き出しの遅れ等により、当該児童の登校日数の一部又は全部で医療的ケア実施者の確保ができなかった事例（3/42事例）
- 給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難との教育委員会の意見あり
- 医療的ケア児は特別支援学校で受け入れることが一般的と認識していたり、医療的ケア実施者の確保に対する認識が不足していたとする教育委員会の声あり

当省の意見

- 以下について、改めて促すこと
 - ・ 関係部署や医療的ケア児支援センター等（※）と連携した医療的ケア児の早期把握
 - ・ 保護者等に対する早期のアプローチ
- 医療的ケア実施者の確保が困難となっている要因を踏まえた支援方策について検討を行い、その結果を示すこと
- 学校において保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる体制を整備することの必要性等について、改めて周知・啓発を行っていくこと

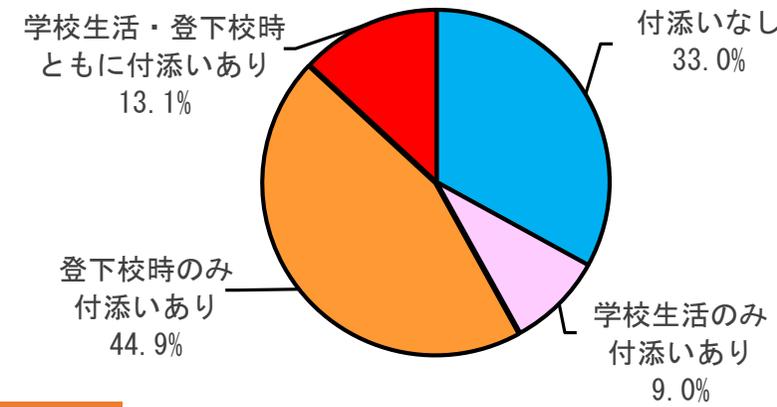
※ 医療的ケア児支援法において、都道府県知事が指定した社会福祉法人等が行うことができるとされ、医療的ケア児とその家族からの相談への対応や情報提供等を行う。

調査結果② 小学校における医療的ケアの実施状況

背景・制度等

- 医療的ケア児支援法の施行以前より、文部科学省は、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことを推進
- 法の施行を受け、文部科学省は、各教育委員会に対し、看護師等を配置した上で、保護者の付添いについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきとの考え方を提示

小学校に在籍する医療的ケア児の保護者の付添いの状況 (令和4年度)



調査結果

(小学校において実施する医療的ケアの範囲)

特定の医療的ケアについて、小学校における実施の可否を個別に検討することなく、一律に保護者の付添いによるケアの実施を求めている事例 (1/22教育委員会)

(保護者の付添い)

以下のような場面で付添いが生じている状況

- 看護師の休暇時 (14/30教育委員会)
- 校外学習時 (18/30教育委員会)
- 看護師の勤務時間と医療的ケア児の在校時間の不一致

一方で、看護師の配置や採用形態の工夫により保護者の付添いが生じないよう取組を行っている教育委員会あり

当省の意見

- 特定の医療的ケアについて、一律に当該ケアを実施しないのではなく、個々の医療的ケア児の状態を踏まえ主治医や指導医、保護者と相談・協議して、学校としてどのような対応がとれるのかを検討するよう改めて求めること
- 保護者の付添いの発生状況及びその原因を把握し、改めて、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めるとの趣旨を踏まえた付添いの解消の取組を促していくこと

調査結果③ 在校時における発災への備えの状況

背景・制度等

文部科学省は、各教育委員会に対し、以下を要請

- 災害時においても学校で医療的ケアが実施できるよう、**医療材料や医療器具、非常食等の備蓄、電源の確保方法などを医療的ケア児の状態に応じ、保護者とあらかじめ協議し確認しておくこと**
- **人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児**がいる場合には、**電源の確保**や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、**停電時の対応を学校関係者と保護者で事前に確認**すること

調査結果

(待機中の医療的ケアに備えた備蓄)
学校における待機中の**医療的ケアに備えた備蓄等が行われていない状況**

- **必要な医療材料や医療器具、非常食等を備蓄していない** (12/36小学校)
- **人工呼吸器を使用する医療的ケア児が在籍しているが、停電に備えた非常用電源等を確保していない** (4/7小学校)

(待機中の医療的ケア実施に向けた取決め)
保護者自身の被災等により、すぐに医療的ケア児の引渡しができず、**学校での待機が長期化した場合の対応を取り決めている小学校なし**

当省の意見

- 以下について保護者や主治医等と協議の上、取り決めておくよう求めること
 - **医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備え、必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄・準備方法**
 - **人工呼吸器を使用している医療的ケア児等が在籍している学校における停電時の対応**
 - **学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定した対応**
- あわせて、学校での待機が長期化する場合や保護者等の来校が困難な場合を想定し**取り決めておくべき事項にどのようなものがあるか**について、各小学校における状況も把握しつつ検討した結果を情報提供すること